

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

厚生年金関係 8 件

岩手厚生年金 事案 562

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成5年12月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については11万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月31日から同年12月1日まで
私が勤務していたA社において、厚生年金保険の資格喪失日が訂正されていることが分かった。
申立期間も間違いなく勤務していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録において、申立人の当該事業所における資格喪失日は、当初、平成5年12月1日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の約2か月後の6年2月7日に、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して5年10月31日とする訂正処理が行われている。

また、オンライン記録によると、当該事業所における多数の被保険者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に遡^{そきゅう}及して資格喪失日の訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が

社会保険事務所に当初届け出た平成5年12月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録から11万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成16年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月29日から同年3月1日まで

私は平成16年2月末日までA事業所に勤務していたが、同年2月の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。同年2月分の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成16年3月の給与明細書及びB社から提出のあった3月分給料台帳から、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、B社は「退職日が月末であり、なおかつ日曜日又は祝日であった場合は、その翌日を厚生年金保険の資格喪失日としていることが一般的である。申立人の在籍は、平成16年2月29日までであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書及びB社から提出された給料台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料

も納付していないと回答している上、同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成 16 年 2 月 29 日と記載されていることから、事業主は、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和54年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和29年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和54年1月1日から同年2月1日まで

私は、昭和54年1月1日にB社職員に採用になり、A社に配属となったが、ねんきん特別便記載の厚生年金保険の資格取得日は54年2月1日となっていた。

申立期間についても勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及びB社から提出された人事記録により、申立人は、昭和54年1月1日から同事業所の職員としてA社に勤務していたことが確認できる。

また、B社は「申立人は、昭和54年1月1日正社員として採用したので、当初から厚生年金保険の被保険者となるべき者であるが、保険料控除については資料が残っておらず不明である。また、当事業所では、試用期間を設けているが、この期間についても全員厚生年金保険に加入させている。」と供述している。

さらに、申立期間を含む昭和53年から54年までの間に発令を受けた複数の同僚は、採用後6か月間の試用期間を設けられていたと供述しているが、これらの同僚の厚生年金保険の資格取得日は、当該事業所に採用となった日と一致している。

これらを総合的に判断すると、A社における資格取得日は昭和 54 年 1 月 1 日であり、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、昭和 54 年 2 月の A 社に係るオンライン記録から 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないので不明としているが、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年12月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から35年12月7日まで

私は、昭和33年4月にA社に入社し婦人服の製造をしていた。その後、洋裁の仕事が無くなり、同じ建物内の販売部に異動し店員として勤務した。製造部門と販売部門が別会社になっていることはねんきん特別便で初めて知った。労働条件も変わらず単に配置換えとしか考えていなかった。途中で退社することはなく継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和33年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、34年4月1日に資格を喪失後、35年12月7日にB社において再度資格を取得しており、34年4月1日から35年12月7日までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から、A社とB社は同一の事業主が経営していたこと及び申立人が申立期間において継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と入社時期及び業務内容が同じであった同僚は「退職する昭和36年1月まで申立人と一緒に洋裁部で勤務した。私は洋裁部がなくなったので退職した。」と供述しており、当該同僚は申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和34年4月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から35年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 16 日から 25 年 2 月 1 日まで

私の父は、申立期間において船舶所有者Aが保有するB丸に乗船していたが、昭和 23 年 6 月 1 日以前の船員手帳は紛失してしまった。申立期間当時は結婚しており、失業や無職でいたことはなく、船員手帳の記録からでたらめな事業所とは思えないので、申立期間の船員保険を調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の船員保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

船員手帳の記録により、申立人が申立期間のうち昭和 23 年 6 月 1 日から 25 年 2 月 1 日まで船舶所有者Aが保有するB丸に乗船していたことが確認でき、複数の同僚の供述により、時期は不明であるが、船員手帳の記録以前からB丸に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、当時の同僚は申立期間においてB丸に乗船していたが、申立期間当時は船員保険には加入していなかったと供述しているところ、当該同僚は昭和 25 年 2 月 1 日に当該事業所において船員保険の資格を取得していることが確認できる。

また、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和 25 年 1 月 17 日以前に資格取得している者の記録は見当たらない。

さらに、当該船舶所有者は既に死亡しており、同氏の家族に照会したが、当該船舶所有者は昭和 40 年以前に廃業し、当時の資料は保管していないことから申立人の船員保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年ごろから同年 11 月ごろまで

私は申立期間においてA社で勤務していたが、社会保険事務所（当時）に確認したところ厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している採用年月日が記載された名簿及び退職願により、昭和 62 年 2 月 2 日から同年 12 月 31 日までの期間において申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立期間において申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い上、これらの記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当該事業所が保管している名簿によると、同名簿に記載された約半数の者は厚生年金保険の被保険者となっていない上、入社から約 1 年後に厚生年金保険の被保険者となっている者も確認できる。

さらに、昭和 62 年に当該事業所に採用されたとする別の同僚は、入社時は厚生年金保険に加入しておらず、国民年金保険料を納付していたと供述しているところ、当該同僚のオンライン記録によると、申立期間は国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 566 (事案 8 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 16 日から 33 年 6 月 1 日まで
私は A 社 (現在は、B 社) に勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無かった。
参考となるものは何も無いが、もう一度調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B 社に照会したが、申立期間の人事記録や厚生年金保険被保険者資格取得・資格喪失届等の書類を保管していないこと、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 3 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は「新たに思い出したことは無いが、確かに勤務していたので厚生年金保険に加入していたはずである」と主張しているところ、申立人が申立事業所を退職後に勤務した事業所から提出された申立人の前歴が分かる人事記録票により、申立人が申立期間のうち昭和 30 年 12 月 16 日から 33 年 3 月まで申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は申立事業所において昭和 30 年 9 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得、同年 12 月 16 日に同資格を喪失しており、申立事業所において申立人と同日に資格を取得している者について調査したところ、多数の者は申立人と同日に資格を喪失しており、そのうち複数の者は、資格を喪失後も引き続き申立事業所において勤務していたと供述していることから、申立期間当時、申立事業所においては、従業員の、そのすべての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立事業所において厚生年金保険の被保険者となっている多数の者に照会したが、申立人が厚生年金保険に加入していた事実を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険の被保険者記録はオンライン記録と一致しており、同名簿によると、申立期間において厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 8 日まで
② 昭和 22 年ごろから 24 年ごろまで

申立期間①については、A社で勤務した期間であり、社会保険事務所（当時）に確認したところ、脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。脱退手当金という制度も知らなければ、受給した記憶も無いので調査をお願いしたい。

申立期間②については、B社C出張所で勤務した期間であり、社会保険事務所に確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。社内に厚生年金保険の階級表があり、当時の事務員より自分の給与明細と見比べるよう言われた記憶がある。勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は当該事業所で父親と一緒に勤務したと供述していることから、申立人の父親の厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、申立人と同日の昭和 22 年 3 月 1 日に脱退手当金が支給決定されたことが記載されていることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできな

い。

2 申立期間②について、申立人が記憶していた同僚の供述により、申立人がB社C出張所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無く、D地方法務局に照会したが、同事業所の記録及び商業登記簿は無いことから、当該事業所の事業主の連絡先が不明であり、申立内容を裏付ける関連資料を得ることができなかった。

また、申立人及び同僚がB社C出張所の本社がE地区にあったと供述していることからオンライン記録を確認したが、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっている同一名称の事業所は見当たらない。

さらに、申立人と一緒に仕事をしていたと供述している同僚に照会したが、申立内容については不明と回答しており、当該同僚についても申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 16 日から 39 年 4 月 11 日まで
申立期間の年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。
しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている厚生年金保険被保険者期間が 2 年以上ある女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 4 月 11 日の前後約 2 年以内に被保険者資格を喪失した者 11 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち申立人を含め 8 人については厚生年金保険被保険者資格喪失日から 8 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時の同僚が、「総務課において従業員に代わって脱退手当金請求手続を行っていたと思う。」と供述している。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した管轄社会保険事務所（当時）へ回答されたことが記録されている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月 20 日から 43 年 1 月 10 日まで
② 昭和 44 年 3 月 8 日から 45 年 6 月 26 日まで

私は、昭和 41 年 2 月 10 日から 45 年 7 月 25 日まで継続して A 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

給与明細書等の資料は無いが、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立期間の一部について、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険の加入について事業主の親族に照会したが、当時の資料は残っていないため不明としており、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間当時、事務を担当していた同僚に照会したところ、「当時は正社員であっても本人が希望した場合に厚生年金保険に加入させていたように思う。」と供述している。

さらに、申立事業所において継続して厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚は、雇用保険の被保険者記録においても被保険者期間が継続していることが確認できるが、申立人の雇用保険の離職日は昭和 42 年 1 月 19 日及び 44 年 3 月 7 日と記録されており、これらの離職日は両申立期間における厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票には、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 572

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 59 年 5 月まで

私はA社の前身であるB社に入社し、会社設立当時から経理係だった。自ら社会保険の手続をした覚えがあるが、自分の年金の記録が無いことに納得がいかない。A社の社長や税理士事務所の所長に問い合わせ、私の年金の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は昭和 59 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の代表取締役には照会をしたが回答は得られず、同事業所の決算をしていた税理士事務所にも確認したが、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について確認出来る関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間当時に申立事業所において経理を担当していた者は「申立人は常勤では無く会社の下請けをしていた。会社の厚生年金保険には加入していない。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和 56 年 3 月 10 日から 58 年 1 月 31 日までの期間に申立事業所とは別の事業所において雇用保険の被保険者記録が確認できる上、申立期間について申立人が一緒に仕事をしていたとする同僚にも、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

加えて、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 53 年 8 月まで

私は社会保険を完備している事業所であることを重視して職を探し、A社に就職したことを覚えているので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録は無く、商業登記簿謄本に記載された申立期間当時の代表取締役の照会したが回答を得られず、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚は「私は昭和 47 年から 53 年までA社に勤務していたが、その間は厚生年金保険に加入していない。社長から厚生年金保険について説明されたことはなかった。」と供述している。

さらに、申立期間のうち昭和 53 年 4 月から同年 8 月までの期間は国民年金の申請免除期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。